

中華人民共和国外資企業法

1986年4月12日、第6期全人代第4回会議で採択

2000年10月31日、第9期全人代常務委員会第18回会議の決定に基づいて修正

第一条 対外的な経済協力と技術交流を拡大し、中国経済の発展を促すため、中華人民共和国は外国企業とその他の経済組織又は個人（以下「外国投資家」という）が、中国内で外資企業を設立することを認め、外資企業の適法な権益を保護する。

第二条 この法律でいう外資企業とは、中国の関係法律によって中国内に設立された外国投資家の全額出資企業を指し、外国企業とその他経済組織の中国内における分支機構は含まない。

第三条 設立される外資企業は、中国経済の発展に役立つものでなければならない。国は製品を輸出または技術的に先進的な外資企業の設立を奨励する。国が外資企業の設立を禁止または制限する業種は、国務院が定めることとする。

第四条 外国投資家の中国内における出資、利益とその他の適法な権益は、中国の法律の保護を受ける。外資企業は中国の法律・法規を順守しなければならない。中国の一般公共の利益を損なってはならない。

第五条 国は外資企業の国有化と接收を行わない。特別な状況下では、一般公共の必要に基づいて、法律上の手続きに従い、かつ相応の補償を行い、外資企業を接收することができる。

第六条 外資企業設立の申請は、国務院の対外経済貿易主管官庁または国務院が権限を与えた機関が審査・認可する。審査・認可機関は、申請を受けた日から90日以内に認可または不認可を決定するものとする。

第七条 外資企業設立の申請が認可された後、外国投資家は認可証書を受け取った日から30日以内に、工商行政管理機関に企業登記を申請し、営業免許を受け取るものとする。外資企業の営業免許書交付日を、当該企業の設立日とする。

第八条 外資企業は、中国の法律による法人の条件に関する規定に適合する場合、法によ

り中国の法人資格を取得する。

第九条 外資企業は、審査・認可機関が認可した期間内において中国内で出資するものとする。期間を過ぎても出資しない場合は、通商行政管理機関はその営業免許を取り消す権限を有する。通商行政管理機関は、外資企業の出資状況について検査及び監督を行うこととする。

第十条 外資企業の分離、合併とその他重要事項の変更については、審査認可機関の認可を受け、かつ通商行政管理機関で変更登記の手続きをしなければならない。

第十一条 外資企業は認可された定款によって経営管理活動を行い、干渉を受けない。

第十二条 外資企業は中国人従業員を雇用するときは、法によって契約を結ばなければならない。契約の中に雇用、解雇、報酬、福利、労働保護、労働保険などの事項を明記するものとする。

第十三条 外資企業の従業員は法によって労働組合を設立し、労働組合活動を行い、従業員の適法な権益を守る。外資企業は当該企業の労働組合に必要な活動条件を与えるものとする。

第十四条 外資企業は中国内に会計帳簿を設置し、独立採算制をとり、規定に従って財務諸表を提出し、かつ財政・税務機関の監督を受けなければならない。外資企業が中国内における会計帳簿の設置を拒否した場合には、財政・税務機関は罰金を課することができ、工商行政管理機関は営業停止を命じまたは営業免許を取り消すことができる。

第十五条 外資企業が認可を得た経営範囲内で必要とする原材料、燃料などの物資は、公平性、合理性の原則に従って、国内市場または国際市場で購入することができる。

第十六条 外資企業の各保険は、中国内の保険会社に付保するものとする。

第十七条 外資企業は国の関係租税規定によって納税し、かつ減税、免税の優遇を受けることができる。外資企業は所得税納付後の利益を中国内に再投資する場合、国の規定により再投資部分の納付済み所得税の還付を申請することができる。

第十八条 外資企業の外国為替事務は、国の外国為替管理規定によって処理する。外資企業は中国銀行又は国の外国為替管理機関が指定する銀行に口座を開設するものとする。

第十九条 外国投資家が投資した外資企業から得た適法な利益およびその他の適法な所得及び清算後の資金は、国外に送金することができる。外資企業で働く外国籍従業員の賃金所得およびその他の正当な所得は、法により個人所得税を納付した後、国外に送金することができる。

第二十条 外資企業の経営期間は外国投資家が申告し、審査・認可機関が認可する。期間が満了し、延長が必要な場合には、期間満了180日前に審査・認可機関に申請を出すものとする。審査・認可機関は申請を受けた日から30日以内に認可または不認可を決定するものとする。

第二十一条 外資企業が廃業するときは、遅滞なく公告し、法定手続きに従って清算するものとする。清算が完了するまでは、清算のための場合を除いて、外国投資家は企業財産を処分してはならない。

第二十二条 外資企業が廃業するときは、工商行政管理機関で抹消登記の手続きをし、営業免許を返納するものとする。

第二十三条 国務院の対外経済貿易主務官庁は、この法律に基づいて実施細則を定め、国務院の承認を受けて施行する。

第二十四条 この法律は公布の日から施行する。